

一般社団法人日本衛生検査所協会 支部運営細則

(総則)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会の支部(以下「支部」という。)運営については、支部規則及び支部事務処理規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(幹事会等の開催)

第2条 幹事会は、通常幹事会及び臨時幹事会の2種とする。

(1) 通常幹事会は、原則として、毎月1回開催する。

(2) 臨時幹事会は、支部長が必要に応じて招集する。

(議事録)

第3条 前条の会議は議事録を作成し、議事録署名人が署名捺印する。同時に議事録写を全員に送付する。

2 議事録は、「アルファオフィス・キャビネット」に速やかに登録する。

第4条 支部長は、支部の事業を推進するため、支部事務処理規則の的確な運営を計る。

各委員会は、その審議内容、決議事項について幹事会に報告し、幹事会の決議を得て執行する。委員会は、必要に応じて設置し、(ア)総務広報委員会、(イ)学術委員会、(ウ)支部運営委員会とする。

2 前項の委員会のほか、専門の事項を調査審議するため特に必要のある場合は、幹事会の承認を得て専門委員会を置くことができる。

(支部構成会員)

第5条 その支部の所管区域内に衛生検査所を開設せず、営業所、出張所等を設置している場合、その施設の役職者1名を、支部構成会員とすることができる。

2 支部構成会員は、その支部の支部総会及び幹事会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

(支部運営費)

第6条 支部特別会費(支部運営協力金)は必要に応じ、支部総会の決議により徴収することができる。

2 支部賛助会員から別に定める基準により、賛助会費を徴収し、研修会、勉強会等を開催することができる。

(会計区分)

第7条 支部の会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(旅費、交通費)

第8条 支部の役員又は委員に対する旅費の支給に関しては、支部旅費規定の定めるところによる。

(本細則の改廃)

第9条 この細則は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この細則は、平成 6年11月24日から適用する。

この改定は、平成25年 4月 1日から実施する。

この改定は、令和 4年 6月 1日から実施する。